

令和8年度鹿屋体育大学研究費不正防止活動計画

令和8年5月22日

研究費不正防止室

| 不正防止活動計画 | 活動内容 | 実施時期 | 対象者 |
|----------------------------|---|---------|----------|
| (1) 納品検収の確実な実施 | 物品購入等の納品検収体制について、教職員及び納入業者に対し周知を図る | 通年 | 教職員・納入業者 |
| (2) 旅行の事実確認 | 無作為抽出による出張の事実確認を実施する | 10月、3月 | 教職員・学生 |
| (3) 研究補助等の勤務実態の事実確認 | 勤務実態の確認のため、従事者へのヒアリングを実施する | 9月～10月 | 教職員・学生 |
| (4) 研究者等によるルールの遵守 | 公的研究費のルールの遵守を図るため、教職員及び大学院生から「誓約書」を徴収する | 5月～6月 | 教職員・大学院生 |
| | 研究データの保存に関する調査を行う | 10月～12月 | 教員 |
| (5) 内部監査体制の強化 | 本学における適正な事務処理の執行を行うために、監査室による内部監査を行う | 通年 | 教職員 |
| (6) 教職員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底 | 「公的研究費使用の手引き」を配付する | 5月 | 教職員 |
| | 研究倫理教育（eラーニング）を受講させる | 4月～7月 | 教職員・大学院生 |
| | 研究不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関するセミナーを実施する | 9月～11月 | 教職員・大学院生 |
| | 研究不正及び研究費不正使用防止のため、メール及びポスター等による啓発を行う | 四半期に1回 | 教職員・学生 |